

### **(府民の役割)**

**第4条** 府民は、食の安心・安全の確保に関する知識と理解を深め、食品の選択に際し合理的に行動できるよう努めるものとする。

2 府民は、食の安心・安全の確保に関する施策に対して意見を表明するよう努めることにより、食の安心・安全の確保に積極的な役割を果たすものとする。

### **(趣旨)**

消費者としての府民の役割を明らかにしています。

### **(解説)**

#### **【第1項】**

食の安心・安全を確保するためには、行政（府）、食品関連事業者、及び消費者の立場にある府民は、それぞれの責務と役割を認識し、誠実に履行するとともに、協働して取組を進めていく必要があります。

府民は、自らの選択によって食品を購入・消費する、又はしないという行動をとることにより、自らの意思を表明することが可能な大きな影響力のある存在です。この存在の大きさを自覚し、食に関する正しい知識を身に付け、実践することにより、積極的に役割を果たしていくことが求められています。

この条項では、府民は、食品関連事業者との交流や行政が提供する学習機会への積極的な参加等を通じて、食に関する知識を身に付け、実践に努めることをうたっています。このことが、風評に惑わされることなく、健やかな食生活を営む基礎になるものと考えます。

#### **【第2項】**

府民は、食の安心・安全の確保について、受け身ではなく積極的に役割を果たす必要があります。

そこで、意見を表明するよう努める旨の府民の役割を明らかにしています。また、食の安心・安全の確保に関する施策を推進するに当たり、府民の積極的な参画を期待するものです。

なお、府民参画を推進する具体的な規定として、「施策に対する意見の反映」(22条)、「施策の提案」(23条)、「危害情報の申出」(24条)などを設けています。